平成30年度

九戸村カーボン・マネジメント強化に伴う

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）作成業務委託仕様書

本仕様書は、九戸村が行う「九戸村カーボン・マネジメント強化に伴う地球温暖化対策実行計画（事務事業編）作成業務（以下、「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

１．業務名称

「九戸村カーボン・マネジメント強化に伴う地球温暖化対策実行計画（事務事業編）作成業務」

２．業務の目的

九戸村では、地球温暖化対策に向けた取組を部署ごとに実施しているが、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第21条第1項の規定に基づく「地方公共団体地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に相当する計画は策定していない。

本業務では、平成28年５月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」の目標値に遜色のない次期地球温暖化対策実行計画策定を念頭に、「九戸村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定を行うと共に、同計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善（カーボン・マネジメント）のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行うための計画を策定することを目的に実施するものである。

３．業務の内容

（１）計画準備

業務実施に際し必用な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（２）調査対象施設の基礎データ収集・整理

村が所管する施設（63施設）における過去のエネルギー使用量等の基礎データを収集整理する事により、各施設のエネルギー使用特性等を把握しエネルギーの使用実態を分析調査する。

（３）調査対象施設のスクリーニングと分析

施設ごとのエネルギー使用特性の把握から、設備転換等に伴う省エネルギー化を分析する。さらに効果の高いと思われる代表施設をモデル施設として選定しより具体的な調査を計画実施する。

（４）モデル施設の設備運用改善の立案

調査の結果から、モデル施設における具体的な設備運用の改善策を立案すると共に、省エネルギー効果について試算を行う。

（５）モデル施設の省エネルギー設備更新対策の立案

調査結果から、設備更新による改善策を立案すると共に、省エネルギー効果について試算を行う。

（６）省エネルギー効果の推計

設備運用改善及び設備更新の実施についてロードマップにて取りまとめ、計画を策定すると共に、九戸村として改めて省エネルギー効果及び二酸化炭素排出量低減効果について推計を行う。

（７）九戸村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（仮称）案の策定

積極的な運用改善や設備転換計画を盛り込んだ、九戸村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（仮称）について、具体的な目標値の設定を行うと共に、計画案の策定を行うものとする。

（８）報告書作成

（１）から（７）までの検討内容について報告書にまとめるものとする。

（９）九戸村との協議・打合せ

本業務の実施に当たり、工期内に３回程度打合せ協議を実施するものとする。なお、必要に応じて左記にとらわれず随時実施できるものとする。

４．履行期間

契約締結日から平成31年２月15日（金）まで

５．成果品

①九戸村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（仮称）案 ２部

②業務報告書 ２部

③その他関連資料 １式

④上記データを格納した電子データ（DVD-R等） １式

６．再委託の制限

　受託者は、本業務の一部を第三者に委託する事が出来る。

但し、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない

７．その他

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）受託者は、個人情報の保護については十分な注意を払い流失・損失が生じないようするものとする。また、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（３）本業務の実施に関しては、仕様書によるほか、九戸村財務規則及び契約書を遵守し行う。

（４）仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。